

**「情報公開条例の一部改正（案）及び「宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）」
に対する県民の意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方**

1 意見募集期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月15日（月）まで

2 提出意見総数

3件（3個人）、項目数5件

No.	項目	御意見・御提言の要旨	本県の考え方
1	全般	<p>濫用の判断は個別具体的に判断せざるを得ない前提是維持しつつ、萎縮効果を抑止するために具体例をさらに充実させるべきと考えます。</p> <p>条例目的に合致するか疑義が生じるものについて検討し、目的外と整理できるものは、濫用事例に追加しつつ、請求の際に非該当である旨宣誓させるべきです。</p>	<p>権利の濫用の判断については御指摘のとおりと考えております。条例に即し情報公開制度の適正な運用に努めてまいります。また、本取扱い指針は、本県や他の地方公共団体における事例、判例の動向を検証しながら、隨時、見直しを行っていくこととしています。</p>
2	全般	<p>通常業務に支障とありますが、開示請求の対応は業務では無いのですか。</p>	<p>通常業務に支障とは、権利の濫用に当たる開示請求に係る事務処理を行うことで、これ以外の実施機関の業務（適正な開示請求に係る事務処理含む。）の遂行に著しい支障を生じさせる場合になります。</p>
3	全般	<p>今回の宮城県情報公開条例の一部改悪及び権利の濫用規定の設立には、情報公開制度利用者として非常に疑問が残り、同制度利用者に対し、不公平、不条理極まり</p>	<p>今回の条例一部改正等は、情報公開審査会の審議を踏まえ、著しく不適正な開示請求があった場合の実施機関における取扱いについて明確にし、条例に基づく情報公</p>

		<p>ない内容となっている。また、今回の中間開示制度の一部改正（案）及び宮城県行政文書開示請求における権利の濫用に対する取扱い指針（案）を見る限り、実施機関（公務員）がありのままの情報を開示することが不都合な公文書については、「隠匿」する場合が往々にしてある、という不都合な事実（場合）は想定されておらず、あくまでも実施機関側の目線のみで本一部改正（案）及び本権利の濫用取扱い指針（案）を策定していることが民主主義に相反するもので、目に余る印象である。</p> <p>「実施機関は・・・権利の濫用に当たる請求があったと認めるとき（これも担当者によって判断がまちまちで意味がないのでどのような請求が権利の濫用に該当するか列挙すべき）」は当該請求を却下することが出来る」として、行政が権力を行使することばかり追加されているのだが、それに反して実施機関は情報提供が義務付けられていない。</p> <p>権利の濫用を行政側だけで早計に判断せず、開示請求利用者への「聴聞」の機会をあたえるべきである。</p> <p>したがって、本一部改正（案）等は情報公開制度利用者の目線に立って同制度を利用しやすく改良すべきあり、権利の濫用禁止規定の策定は不要である。</p>	<p>開示制度の適正な運用を推進するために行われるものです。</p> <p>権利の濫用を理由とする拒否処分は、請求を受けた実施機関の責任において、個別の事案毎に請求者の言動、請求内容、方法等の、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞等の要素を総合的に勘案し、決定すべきであると考えており、聴聞の機会の付与は考えておりません。</p> <p>なお、実施機関が権利の濫用に該当するとして不開示決定をした場合には、宮城県情報公開審査会に報告するものとしています。</p>
4	請求者への協力要請	前提として、情報公開制度の目的達成のため「行政の隠蔽を疑う立場の開示請求は尊重すべき」と考えます。行政の隠蔽を疑う立場に立てば請求の目的は秘匿した	濫用に該当するか否かについては、当該開示請求の内容、態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等の事情を総合的に勘

		<p>い場合が多く、文書を特定しすぎることで目的が推定されたり、開示したくない文書を「請求対象外である」と解釈される余地が生まれることを警戒るのは、自然なことです。</p> <p>他方、行政の監視は本開示制度のみで担うものではない（議会、監査委員による監査、住民監査請求など）ことから、隠蔽を暴く手段としての過剰な利用を濫用と位置付ける合理性はあると考えます。</p> <p>これらを踏まえると、本指針・運用基準は「目的」「害意」といった抽象的で立証の難易度が高い要件のみ提示されており、また「請求者への協力要請」においてやや具体性に欠けていることから、請求者側には行政への不信感を増長させる恐れがあり、行政側としても濫用を認定する判断やプロセスの構築に関して負担が大きいと考えます。</p>	<p>案し、社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであるのか否かについて、個別の事案ごと、慎重に判断することとしています。</p> <p>判断の基準が抽象的で明確さに欠けることのないよう、具体的な事例に基づき 6 つの類型を定めて、権利の濫用の判断要素となる行為の具体例を提示しています。</p> <p>条例改正及び指針策定後の運用に当たっては、開示請求権の行使を妨げることのないよう十分に注意してまいります。</p>
5	請求却下	<p>請求却下とありますが、却下ではなく請求者に対してより詳しい内容に補正してもらう手法が望ましいと考えます。</p>	<p>書面及び電話連絡等により、請求者に対して請求目的や必要性について聴取するとともに、実施機関における事務の遂行に著しい支障が生じることを説明し、請求者の目的に適うような形で、抽出請求や分割請求、対象行政文書の絞り込みを要請するなど適正な請求となるよう求めることとし、請求者が求めに応じない場合、適正な請求となるよう補正を求めるとしています。</p> <p>また、この場合には、できる限り請求者の目的を達成するよう配慮してまいります。</p>